政令第百七十二号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第三十条の二第四項、 第四十七条、 第四十九条第一項、

第百四十一条第七項、 第百四十二条第十項、 第百四十三条第十四項、 第百六十四条の二第六項、 第二百七十

条の二及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第二十三条中「第十条」を「第十一条」に改める。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、 住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全

部の告示に代えることができる。

第五十五条第九項中 「の職務を代理すべき者、 病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師 文

は」を 病院の院長、 に、 「船長若しくは」を「船長又は」 に改める。

第六十八条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全

部の告示に代えることができる。

第八十一条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、 住所の全部の告示に支障があると認めるときは、 当該住所の 部の告示をもつて当該住所の全

部の告示に代えることができる。

第百九 条の四第二項第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千百円」 に改め、 同号口中 「七千五百六十

円」を「七千七百円」に改める。

第百九条の七第二項第一号中「七円七十一銭」を「七円九十五銭」に改め、 同項第二号中「二十六万九千

八百五十円と六円六十六銭」を「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」に改め、 同条第三項中「七円七

十一銭」を「七円九十五銭」に改める。

第百九条の八中 「七円七十一銭」を 「七円九十五銭」に、 「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に、

十六万九千八百五十円と六円六十六銭」を「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」に、 「三十七万五千

五百円と五円二銭」を「三十八万六千五百円と五円十八銭」 に改める。

第百十条の二第二項及び第三項中「五万四千九百十四円」を「五万六千六百十三円」に改める。

第百十条の三中「五万四千九百十四円」を「五万六千六百十三円」に、「五万千九百九十二円」を「五万

三千六百一円」に改める。

第百十条の四第二項第一号中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、 同号イ中 五百

二十五円六銭」を 「五百四十一円三十一銭」に改め、 同号ロ中「二十六万二千五百三十円と二十七円五十

銭」を「二十七万六百五十五円と二十八円三十五銭」に改め、同項第二号中「三十六円」を「三十七円」に

改める。

第百二十五条の三中「五万四千九百十四円」を「五万六千六百十三円」に、「三万九千七百二十五円」を

「四万九百五十四円」に改める。

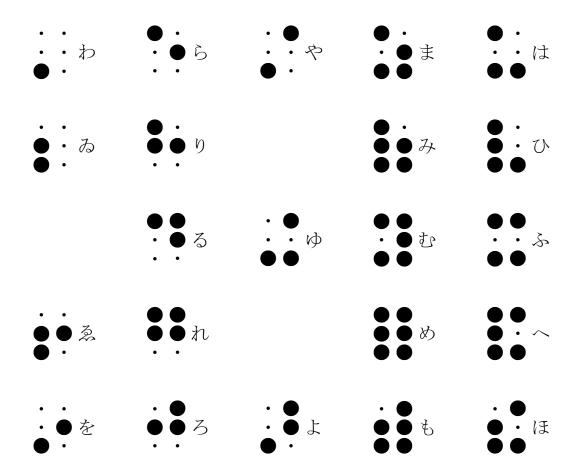
第百三十二条の三の二第十項中「三十六円」を「三十七円」に、 「十九万五千四百二十八円」を「二十万

一千四百九十円」に改める。

別表第一を次のように改める。

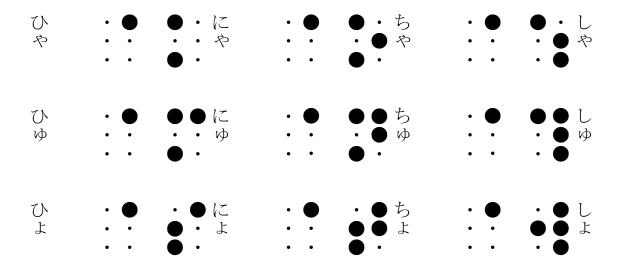
別表第一 (第三十九条関係)

各点字の傍らの記載は、これに対応する文字又は記号を示す。



| • | ●・ ・●だ ●・ | · · • | ● · · ● ざ · ● | · • | ・・ が・ ● | |
|---|---------------------|-------|---|---------------------------------------|------------------------------------|---------|
| • | ●・ ●●ぢ ●・ | · · · | ● · ● ● じ · ● | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ●・ ●・ぎ・ | |
| • | ● ● ・ ● づ ● ・ | · · · | ● ●· ● ず· ● | : · • • | • • · · · < | . • |
| • | ● ● ● ● で ● ・ | · · · | ● ● ● ● ぜ · ● | · · • | ● • ● · げ · ● | |
| • | ・ • • ど | · · • | . • • • ₹ | · • | | |

| | ・・・・・は ・・・・・は | ・・・・・ば・・・・ | • |
|----------------------|---|---------------------------------|---|
| · • • · き · · · • | · · • · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · び | • |
| ・ | · · • • · · · · · · · · · · · · · · · · | | • |
| ・・ ・・ き ・・ ・・ ・ | · · • • · · · · · · · · · · · · · · · · | · · • • · ~ | • |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | · · · • · • • · ぼ · · • • | • |



| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | · • • · り · · · • ゃ | ・・ ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | · • • · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|---|---------------------|---------------------------------------|---|
| ●●ぎ・・ゆ・● | ・ | ・・ ・・ ゆ ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | · • • • • • • • • • • • • • • • • • • • |
| ・・・ぎ・・よ・・・ | | ・・ ・・ み ・・ ・ ● よ | |

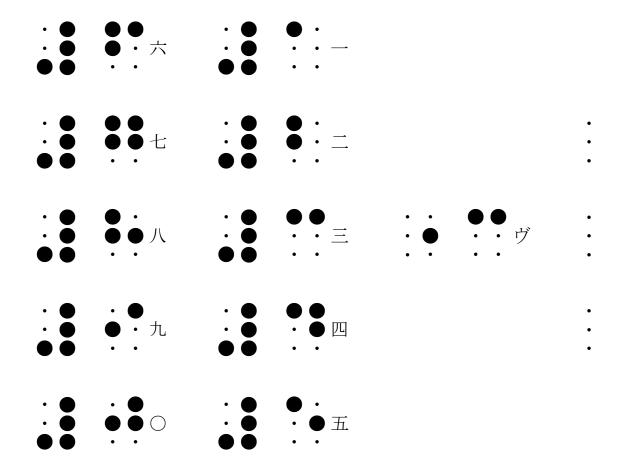
| ・び・・や | ●・ぢゃ●・ | ●・じ ・● や ・● | : • |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----|
| ● び• ゅ | ● ● ぢ・ ● ゅ | ● ● じ • ● ゆ • ● | |
| ・・び・・よ | | | |

- ・● ●●ヒ・● ●●イ・・ ●・エ・・ ・・・・
- · ● ジ · ● キ · ・ ぴ · ・ ぴ · ・ ・ や · ・ ・ ・ ◆

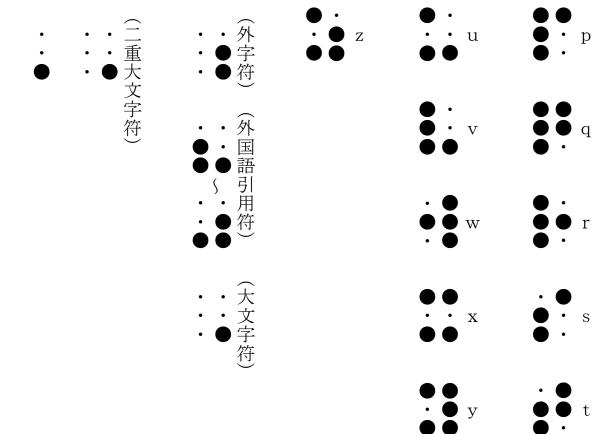
| | | • • ツ• • ァ | • • | • • <i>p</i>• • | | |
|----|-----|---------------------------------------|-----|---|-----|-------------|
| | • • | | • • | ・ク・イ | • • | ・イ |
| | • • | | • • | ● ● ク・ エ・ ● | • • | |
| フォ | • • | ・ ● ツ ● ● オ | | ・●ク ●・オ ・● | | ・● ウ ●・オ |

| | ・・ ・ ヴ ・・ ァ ・ ・ ・ ・ | ・・ ●・グ ●● ・・ア ・● ・● | |
|--|---------------------------|---|--|
| ・ス・・ | ・・ ・ヴ ・・ ・・ィ ・・ ・・ | ・・ ・ グ ・・ ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | |
| ●・テ ●●イ ●・ | ・・ | ・・ ●●グ ●● ・エ ・● ・● | |
| ● ト・ ● ウ | ●● ●・オ | ・・・・・ グ ・・ オ | |

| ● デ・ ● ユ● ・ | • • | ● ラ テ・ ● ユ | ・ズ●・イ・ | · • |
|---|-----|---------------------------------------|--|-----|
| ・ ● ヴ ・・ ュ ● ● | | · ● フ · · · ュ ● ● | ●・デ ●● イ ●・ | · • |
| | • • | | ● ● ド • ● ゥ | |



| • · · · k | • • f | • • a | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ・ (促 ・ ・ 符) |
|-------------------|---------------------|---------------------|--|---------------------------------------|
| • · · · · · · · · | • • g | • · · b | • • | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| • • m | • • h | • • · · · · · · · · | ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ ・・・ | ・・ ● ● ● (つなぎ符) |
| • • n | • • i | • • d | • • | 14) |
| • · • o | . ● • • j | ● · · ● e | | |



•

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)

以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、 施行日の前日までにその期日を公示され又

は告示された選挙については、なお従前の例による。

理由

最近における物価の変動等に鑑み、 衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、 選挙運動

用自 動 車 の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるとともに、

投票管理者等を選任した場合におけるこれらの者の住所の一部の告示について定める等の必要があるからで

ある。